NEWSLETTER

北京品源知的財産権代理有限会社

2015 年 3 月第 2 号

中国知財ニュース

中国特許法の改正に関する最新情報

中国国務院弁公庁は近日、今年に特許法改正プロセスを加速することを発表した。中国特許法の改正は 2012 年 1 月から正式にスタートしており、2015 年 4 月 2 日には新しい意見募集稿が社会に向けて発表された。今年は新しい実質的な進展が見られることが予想される。

知的財産法院の新設

承れば、昨年、北京、上海、広州に知的財産法院が相次き設立され、正式に案件を受理した以来、今年は、南京市にも知的財産法院が設立され、南京地域の知的財産関連案件を集中的に審理している。その狙いは、知的財産権侵害行為及び模倣行為に打撃を与えることにより、公平且つ正義を重んじた知的財産権保護環境を作ることにある。

中国国家発展改革委員会がクアルコム社事件の行政処罰決定書を公表

3 月 2 日、中国国家発展改革委員会は、報道各社が長きに渡り待ち望んでいたクアルコム社独占禁止法違反事件の行政処罰決定書を公表し、クアルコム社の市場支配的地位及び市場支配的地位を濫用する行為に関する認定根拠を初めて詳しく紹介した。

2 月 10 日、中国国家発展改革委員会はクアルコム社に対し 60.88 億人民元（日本円約 1,155 億円）の制裁金を課し、これはクアルコム社の中国市場 2013 年売上高の 8%に当たり、中国での独占禁止法違反事件において制裁金の最高記録を更新した。

今回公表した行政処罰決定書には、当事者（即ちクアルコム社）が無線通信標準規格必須特許ライセンス市場及びベースバンドチップ市場において有する支配的地位、当事者による市場支配的地位の濫用、及び、行政処罰の根拠と決定という内容が含まれている。

決定書によると、CDMA、WCDMA 及び LTE（それぞれ 2G、3G、4G 基準である）の無線通信技術基準において、当事者の所有している毎項無線通信標準規格必須特許ライセンスにより独立して構成された関連製品市場では、当事者は 100%のシェアを占めており、当事者は無線通信標準規格必須特許ライセンス市場をコントロールする能力を持っており、無線通信端末メーカーは当事者の無線通信標準規格必須特許の組合せライセンスへの依存度が非常に高いことが調査により判明された。

また、当事者はベースバンドチップ市場においても支配的地位を有している。処罰決定書のデータによると、2013 年にクアルコム社の CDMA ベースバンドチップ市場、WCDMA ベースバンドチップ市場及び LTE ベースバンドチップ市場における売上高シェアは、それぞれ 93．1%、53．9%及び 96%でいずれも 50％を超えており、WCDMA ベースバンドチップ市場において当事者はある程度の市場コントロール能力を有しており、メインの無線通信端末メーカーは当事者のベースバンドチップへの依存度が非常に高いことが分かる。

当事者による市場支配的地位の濫用行為には、①無線通信標準規格必須特許ライセンス市場の支配的地位を濫用して、不正に高いライセンス料を受領していたこと、②無線通信標準規格必須特許ライセンスにおいて正当な理由がないにも関わらず非無線通信標準規格必須特許ライセンスを抱き合わせたこと、③当事者がベースバンドチップ市場の支配的地位を濫用して、ベースバンドチップの販売において不合理な条件を付加したこと、が含まれる。

国家発展改革委員会は上記調査結果に基づいて行政処罰決定を下した。

クアルコム社事件は､2014 年 8 月 20 日に中国国家発展改革委員会が日本の自動車部品企業 8 社及びベアリング企業 4 社に 12．35 億元の制裁金を科した以来の最大の制裁金記録を更新している。2014 年の品源 newsletter において、中国国家発展改革委員会の日本企業 12 社に対する処罰事件について意見を述べたように、中国国家発展改革委員会の独占禁止措置はますます強化されている。日本企業の独占禁止法抵触リスクを下げるため、今回のクアルコム社行政処罰事件を参考にし、前回の提案を振り返って見ていこうと思う。

まず、企業としては、中国「独占禁止法」、及び中国国家工商総局による「工商行政管理機関による独占協定行為を禁止する規定」､「工商行政管理機関による市場の支配的地位の濫用行為を禁止する規定」､「工商行政管理機関による行政権力を濫用して競争を排除、制限する行為を制止する規定」の三つの関連規定を企業内部の関係者が勉強するよう確保すべきである。法律及びその関連規定を十分に理解した上で、企業自身の独占禁止政策や規定を最適化することが大事である。

つぎに、価格設定方針などを含めた企業の経営戦略を正規化し、当該経営戦略が「独占禁止法」に規定された独占協定、市場の支配的地位の濫用などに触れないよう確保すべきである。

さらに、独占協定、市場の支配的地位の濫用などの行為が既に存在している場合は､「独占禁止法」の関連規定に基づき、直ちに売買契約を修正し、価格独占などを引き起こすすべての措置を廃止することが必要である。一方、企業は自発的に製品の価格を引き下げることにより、上述した行為がもたらす結果及び影響を軽減、除去することができる。

そして、政府関連部門により独占禁止調査を受けた場合、企業の役員及び従業員は自発的に調査に協力し、独占禁止調査に関連する資料、書類、パソコンなどを提供することが必要である。同時に、企業の状況に応じて、自発的に独占禁止法執行機関に、独占協定を取り決めたことを報告するとともに関連証拠を提供することで、処罰を軽減または免除することができる。

最後に、中国市場にこれから参入する、又は参入したばかりの外資系企業の場合は、リスクを最小限に抑えるために、参入当初に、投資を抑えて参入するほうがよいと考えられる。一方、中国に進出する同時に他のアジア国にも進出するほうがリスクを分散する面でよいと考えられる。

中国判決紹介

事件番号	北京市高級人民法院(2014)高民(知)終字第 4815 号 2014 年 12 月 18 日判決
上訴人(原審被告)	北京市華夏聚龍自動化股份公司
被上訴人(原審原告)	張志利

１．事件の概要

職務発明対価請求事件であって、会社が従業員のした発明（考案）を実施したことに関し奨励金と報酬を支払うことが合理と認めた事件。

２．事件の経偉

2014 年 05 月　原告が北京市第二中級人民法院に職務発明対価請求訴訟を提起
2014 年 09 月　北京市第二中級人民法院の判決（下記．６参照）
2014 年 10 月　上訴人が北京市高級人民法院に上訴
2014 年 12 月　北京市高級人民法院の判決（下記．８参照）

３．事件概要

北京華夏聚龍自動化股份公司（以下「華夏聚龍公司」という）は、2003 年 3 月 6 日に設立され、登録基本金が 6500 万元であり、許可された事業項目にはオートメーション機械電気設備の生産、組み立てなどが含まれている。

張志利は、2009 年 11 月 11 日から 2013 年 1 月 30 日までの間に華夏聚龍公司に勤務しており、相次いで機械設計エンジニア及びシニアプロジェクトマネージャーを務めた。 張志利は、華夏聚龍公司に勤めている間に、当該公司の「紙幣バンダー」及び「総合紙幣取り扱いシステム」などに関する研究、設計プロジェクトに参与した。2011 年 7 月から 2012 年 8 月までの間に、華夏聚龍公司は中国国家知識財産権局に下記 10 件の専利出願を出した。

①2011 年 7 月 5 日に、華夏聚龍公司は中国国家知識財産権局に「紙幣巻取り機構」という実用新案出願を出しており、当該実用新案は 2012 年 2 月 1 日に登録され、専利番号は 201120235899.7 であり、発明者は張志利、張建国であり、専利権者は華夏聚龍公司である。

②2011 年 7 月 6 日に、華夏聚龍公司は中国国家知識財産権局に「紙幣引張制御装置」という実用新案出願を出しており、当該実用新案は 2012 年 2 月 1 日に登録され、専利番号は 201120235911.4 であり、発明者は張志利、張建国、許紀東であり、専利権者は華夏聚龍公司である。

③2011 年 7 月 6 日に、華夏聚龍公司は中国国家知識財産権局に「紙幣束押圧制御装置」という実用新案出願を出しており、当該実用新案は 2012 年 2 月 1 日に登録され、専利番号は 201120235898.2 であり、発明者は張志利、張建国、林喜君、張葆春であり、専利権者は華夏聚龍公司である。

④2011 年 7 月 14 日に、華夏聚龍公司は中国国家知識財産権局に「整理漏斗紙幣ガード板反転機構」という実用新案出願を出しており、当該実用新案は 2012 年 5 月 2 日に登録され、専利番号は 201120247962.9 であり、発明者は張志利、張建軍であり、専利権者は華夏聚龍公司である。

⑤2011 年 7 月 14 日に、華夏聚龍公司は中国国家知識財産権局に「整理漏斗紙幣ガード板反転機構」という実用新案出願を出しており、当該実用新案は 2012 年 5 月 23 日に登録され、専利番号は 201120247965.2 であり、発明者は張志利、張建国であり、専利権者は華夏聚龍公司である。

⑥2011 年 7 月 14 日に、華夏聚龍公司は中国国家知識財産権局に「紙幣束反転装置」という実用新案出願を出しており、当該実用新案は 2012 年 4 月 11 日に登録され、専利番号は 201120247972.2 であり、発明者は張志利、張建国であり、専利権者は華夏聚龍公司である。

⑦2011 年 9 月 6 日に、華夏聚龍公司は中国国家知識財産権局に「新型紙幣バンダー」という特許出願を出しており、当該特許出願は 2012 年 1 月 18 日に公開され、公開番号は CN102320388A であり、発明者は張志利、張建軍であり、当該特許出願はまだ登録されていない。

⑧2011 年 9 月 6 日に、華夏聚龍公司は中国国家知識財産権局に「紙幣バンダー」という特許出願を出しており、当該特許は 2012 年 9 月 12 日に登録され、専利番号は 201110261523.8 であり、発明者は張志利、張建軍であり、専利権者は華夏聚龍公司である。

⑨2012 年 8 月 30 日に、華夏聚龍公司は中国国家知識財産権局に「総合紙幣取り扱いシステム」という実用新案出願を出しており、当該実用新案は 2013 年 3 月 13 日に登録され、専利番号は 201220435657.7 であり、発明者は張建軍、才海男、徐毅、白文華、張志利、張葆春、趙奇菊、王凡、張成、王曉波であり、専利権者は華夏聚龍公司である。

⑩2012 年 8 月 30 日に、華夏聚龍公司は中国国家知識財産権局に「総合紙幣取り扱いシステム」という特許出願を出しており、当該特許出願は 2012 年 3 月 12 日に公開され、公開番号は CN103632434A であり、発明者は張建軍、才海男、徐毅、白文華、張志利、張葆春、趙奇菊、王凡、張成、王曉波であり、当該特許出願はまだ登録されていない。

なお、上記 10 件の専利又は専利出願において、「紙幣バンダー」という特許と「新型紙幣バンダー」という特許出願は実は同じ技術案であり、当該特許は出願段階において「新型紙幣バンダー」から「紙幣バンダー」に発明の名称が修正された。

また、「総合紙幣取り扱いシステム」という実用新案と「総合紙幣取り扱いシステム」という特許出願も実は同じ技術案であり、出願段階において一つの技術案で同時に特許出願と実用新案出願を出した。その中で、「総合紙幣取り扱いシステム」という実用新案はすでに登録されているが、「総合紙幣取り扱いシステム」という特許出願はまだ登録されていない。

また、上記のとおり登録されている 8 件の専利において、「紙幣巻取り機構」という実用新案、「紙幣引張制御装置」という実用新案、「紙幣束押圧制御装置」という実用新案、「整理漏斗紙幣ガード板反転機構」（専利番号：201120247962.9）という実用新案、「整理漏斗紙幣ガード板反転機構」（専利番号：201120247965.2）という実用新案、及び「紙幣束反転装置」という実用新案の保護している技術案はそれぞれに「紙幣バンダー」という特許の保護している技術案の一部であり、「紙幣バンダー」という特許の保護している技術案は「総合紙幣取り扱いシステム」という実用新案の保護している技術案の一部である。

４．原告側の主張

1）張志利が職務発明者として出願された上記 10 件の専利及び専利出願において、6 件の専利及び専利出願の発明者欄に張志利、張建軍又は張建国と署名されているが、張建軍と張建国は、実際に技術の開発に参加したことがなく、上記専利及び専利出願に何らかの貢献もしていないため、上記 6 件の発明者とされるべきではない。

2）2012 年に、華夏聚龍公司は、「紙幣バンダー」及び「総合紙幣取り扱いシステム」を合わせて 20 台販売した。そのうち、「紙幣バンダー」は「総合紙幣取り扱いシステム」のコア装置であり、「紙幣バンダー」一台の価格は 30 万元ほどであり、「総合紙幣取り扱いシステム」の価格は 200 万元ほどである。「総合紙幣取り扱いシステム」生産ラインを一つ販売することで、お客に華夏聚龍公司の「中型選別機」を 3 台購入させることができ、その総額は 200 万元ほどである。なお、通常の機械の平均利潤が 70%以上であるため、華夏聚龍公司は大きな利潤を獲得してきた。これからも、「総合紙幣取り扱いシステム」は全国乃至全世界範囲で現金取り扱い必須設備として利用されることとなり、故に、華夏聚龍公司の関連設備の専利権存続期間内販売額及び販売利潤は更に迅速に増加していくことが予想される。よって、華夏聚龍公司により職務発明対価である奨励金 1.2 万元及び報酬 50 万元を支払うことを請求する。

５．被告側の主張

華夏聚龍公司は、張志利に月給のほか、2010 年 11 月及び 2010 年 12 月にそれぞれ 7000 元、合わせて 14000 元を支払った。華夏聚龍公司は、上記金額は会社の「製品開発の奨励及び歩合管理方法」などの規定によって張志利に支払った「総合紙幣取り扱いシステム」プロジェクト奨励金であり、当該プロジェクト奨励金は既に専利法の規定による張志利に支払うべき 8 つの職務発明の奨励金と報酬を含んでいるため、張志利に他の金を支払う必要はないと主張した。

６．北京市第二中級人民法院の判決

係争専利の発明者の欄に、張志利のほか、張建軍や張建国などの他の発明者も記載されているため、係争専利の発明者の欄に記載された者は全員発明者と見なすべきである。よって、自分のみが 6 件の専利の発明者であるという張志利の主張は、事実や法的根拠を欠いている。

張志利は 8 件の係争専利の職務発明者として、華夏聚龍公司に相応する奨励金と報酬を請求する権利がある。華夏聚龍公司は、張志利に「総合紙幣取り扱いシステム」プロジェクト奨励金 14000 元を支払ったが、それは「製品開発の奨励及び歩合管理方法」の規定によって張志利に支払ったものではない。華夏聚龍公司の管理制度に職務発明者への奨励及び報酬の支払い金額や支払い方法が規定されておらず、且つ「総合紙幣取り扱いシステム」プロジェクト奨励金について張志利と合意を達成したことを証明できる他の証拠もないため、華夏聚龍公司は、張志利に法定最低基準額あるいはそれ以上の金額で奨励金及び報酬を支払うべきである。華夏聚龍公司が張志利に支払った「総合紙幣取り扱いシステム」プロジェクト奨励金 14000 元は、華夏聚龍公司の張志利への奨励金と見なす。華夏聚龍公司が張志利に支払うべき報酬の金額は、係争専利技術の性質、係争専利の登録期間、係争専利の応用分野と範囲、華夏聚龍公司の製品に占める係争専利製品の割合、係争専利製品の現在の販売状況、市場平均価格及び営業利潤、残った専利有効期限、8 件の係争専利の関係及び共同発明者の状況などを総合的に考慮したものである。

上述したように、華夏聚龍公司は張志利に 8 件の係争専利の報酬 15 万元を支払うべきである。

７．上訴人の主張

1）張志利が入社する前に、華夏聚龍公司の研究開発プロジェクトは既に立案されており、華夏聚龍公司とプロジェクトチームメンバーとの間では、プロジェクト奨励金が 8 万元であり、別途何らかの奨励金又は報酬を主張してはいけないという約束をしているため、張志利は更なる奨励や報酬を主張することができない。

2）張志利に 15 万元の報酬を支払うという原判決は、事実や根拠に裏付けられたものではない。

８．北京市高級人民法院の判決

本院は、各証拠に基づいて原審法院で認定された事実を確認した。また、本院は華夏聚龍公司の「紙幣バンダー」及び「総合紙幣取り扱いシステム」の生産が 2013 年下半期に停止された事実を確認しており、華夏聚龍公司は 2011 年から 2013 年下半期に生産が停止されるまでの間に上記 8 件の係争専利を実施したことを認めた。

「中華人民共和国専利法」第 17 条第 1 項の規定によれば、発明者又は考案者は専利文書において自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する。それに反する有効な証拠がない限り、専利文書に発明者又は考案者と示された人が当該専利の発明者又は考案者である。

本件において、張志利は、2009 年 11 月 11 日から 2013 年 1 月 30 日までの間に華夏聚龍公司に勤務しており、相次いで機械設計エンジニア及びシニアプロジェクトマネージャーを務めた。 張志利は、華夏聚龍公司に勤めている間に、当該公司の「紙幣バンダー」及び「総合紙幣取り扱いシステム」などに関する研究、設計プロジェクトに参与した。2011 年 7 月から 2012 年 8 月までの間に、華夏聚龍公司は相次いで張志利を発明者の一人とした専利出願を 8 件出していずれも登録されており、

関連専利文書のいずれにも張志利が発明者と記載されている。華夏聚龍公司は、張志利が会社に入る前に、研究開発プロジェクトが既に立案されており、華夏聚龍公司とプロジェクトチームメンバーとの間では、プロジェクト奨励金が 8 万元であり、別途何らかの奨励金又は報酬を主張してはいけないという約束をしていると主張した。しかし、華夏聚龍公司の上記主張が事実であったとしても張志利は上記約束に参与しておらず、当該約束は「中華人民共和国専利法」及び「中華人民共和国専利法実施細則」などの関連規定と矛盾してはいけない。よって、張志利は上記 8 件の登録した専利の職務発明者として華夏聚龍公司に職務発明奨励金・報酬を請求する権利がある。華夏聚龍公司による張志利が上記権利を主張することができないという理由は根拠を欠いており、本院は華夏聚龍公司の上記主張を支持しない。

「中華人民共和国専利法」第 16 条の規定によれば、専利権が付与された部門は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励を与えるべきである。発明創造が許諾され、実施された後はその普及や応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与えるべきである。

「中華人民共和国専利法実施細則」第 76 条の規定によれば、専利権が付与された事業者は、専利法第 16 条に規定された奨励、報酬の方式と金額について、発明者又は考案者と約定するか、若しくは法に従って制定した制度の中で定めることができる。企業、事業団体が発明者又は考案者に与える奨励、報酬は国の相関財務、会計制度の規定に基づいて取り扱う。

「中華人民共和国専利法実施細則」第 77 条の規定によれば、専利権が付与された事業者が発明者又は考案者と専利法第 16 条に規定された奨励、報酬の方式と金額について約定していない、しかも法に従って制定した制度の中でも定めていない場合、専利権の公告日より 3 ヵ月以内に発明者又は考案者に奨励金を支給しなければならない。特許一件あたりの奨励金は 3000 元を下回ってはならず、実用新案又は意匠一件あたりの奨励金は 1000 元を下回ってはならない。発明者又は考案者の意見が所属している事業者に採用されたことにより完成された発明創造については、優遇して奨励金を支給しなければならない。

「中華人民共和国専利法実施細則」第 78 条の規定によれば、専利権が付与された事業者は、専利法第 16 条に規定される奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定していない、しかも法に従って制定した制度の中でも定めていない場合、専利権の有効期限内において、専利を実施した後、毎年、発明または実用新案の実施により得られた営業利潤の中から 2%を下回らない金額、若しくは、意匠の実施により得られた営業利潤の中から 0.2%を下回らない金額を、報酬として発明者または考案者に与え、或いは、上述の比率を参照して、一括で発明者または考案者に報酬を与えなければならない。専利権が付与された事業者が、その他の事業者または個人にその専利の実施を許諾した場合、取得した使用許諾料の 10%を下回らない金額を報酬として発明者または考案者に与えなければならない。

本件において、華夏聚龍公司が張志利に支払った「総合紙幣取り扱いシステム」プロジェクト奨励金 14000 元は、「中華人民共和国専利法実施細則」に規定された職務発明者に支払うべき法定最低基準額より少ないことではないので、上記 14000 元を張志利への奨励金と認定した原審法院の判断は妥当である。また、華夏聚龍公司が 8 件の係争専利を実施したため、その普及や応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて張志利に合理的な報酬を与えるべきである。華夏聚龍公司が張志利に支払うべき報酬の金額に関し、係争専利技術の性質、係争専利の登録期間、係争専利の応用分野と範囲、華夏聚龍公司の製品に占める係争専利製品の割合、係争専利製品の現在の販売状況、市場平均価格及び営業利潤、残った専利有効期限、8 件の係争専利の関係及び共同発明者の状況などを総合的に考慮した上で下した原審法院の判決は妥当である。

よって、華夏聚龍公司による上訴理由は成立しない。

９．考察

本北京市高級人民法院判決によれば、職務発明対価の支払い対象はすでに登録されている専利であり、技術内容の同じな専利についてはその中の一件のみが職務発明対価の支払い対象となります。

さらに、本北京市高級人民法院判決によれば、会社が職務発明者に支払うべき報酬の金額は、係争専利技術の性質、係争専利の登録期間、係争専利の応用分野と範囲、会社の製品に占める係争専利製品の割合、係争専利製品の現在の販売状況、市場平均価格及び営業利潤、残った専利有効期限、幾つかの係争専利の関係及び共同発明者の状況などに基づいて決められます。会社と従業員との間で、報酬に関し約束をすることは可能ですが、その約束の相手を明確しなければならず、約束自体が「中華人民共和国特許法」及び「中華人民共和国特許法実施細則」などの関連規定に反してはいけません。